

デイサービス亀山 和みの園

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 デイサービス亀山 和みの園
- ・開設年月日 令和5年7月1日
- ・所在地 岡山県倉敷市亀山773-1
- ・電話番号 (086) 429-3300
- ・ファックス番号 (086) 420-1070
- ・管理者名 今住 小織
- ・介護保険指定番号 (3390201956号)

(2) 事業所の職員体制 (各単位)

| | | 業務内容 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 管理者 | 1 | 事業所職員の管理及び業務管理 |
| 生活相談員 | 1 | 利用申し込み調整、家族からの日常生活上の相談、介護計画の作成等 |
| 看護職員 又は 介護職員 | 2 | 利用者の心身状況の把握、健康管理等 |
| 機能訓練指導員 | 1 | 心身機能の維持・向上のための訓練指導・助言等 |

(3) 通所定員 ・定員 12名 (1単位12名で1単位)

(4) 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日～土曜日
- ②営業時間 8時30分～17時30分
- ③サービス提供時間 9時00分～16時00分
- ④延長サービス時間 16時00分～19時00分

(5) 通常の事業の実施範囲 倉敷市内

2. 提供するサービス内容

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗の介助
- ウ その他必要な身体の介護
- エ 入浴の介助 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)

(2) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

食事は原則として食堂でおとりいただきます。昼食 12時00分～

- ア 食事の準備、配膳下膳の介助
- イ 食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

(3) 認知症対応型通所介護計画の立案

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行います。

(5) 送迎に関すること。

送迎を必要とする利用者については、送迎サービスを提供します。

- ア 移動、移乗動作の介助
- イ 送迎

(6) アクティビティ・サービスに関すること。

ア レクリエーション イ 音楽活動 ウ 製作活動 エ 体操 オ 行事的活動

(7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

(8) 時間延長サービス

(9) 若年性認知症ケア (10) 口腔機能向上 (11) 行政手続代行 (12) その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 料金

別紙1 利用料金表による。

4. 実費負担

介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

| | |
|---------|--------------------|
| 食事（昼食）代 | 食事代 644 円 おやつ 54 円 |
| おむつ代 | 実費 |
| 活動材料費 | 同意の上実費 |

※当日 利用キャンセルはご負担いただきます。

5. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人天和会 松田病院
- ・住所 倉敷市鶴形1丁目3番10号 TEL086-422-3550

・協力歯科医療機関

- ・名称 山内歯科医院
- ・住所 倉敷市有城593 TEL086-441-1241

6. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・喫煙・・・全館禁煙になっておりますが、指定の場所にて喫煙することができます。
- ・火気の取扱い・・・火気の取扱いに注意すること。
- ・設備・備品の利用・・・建物・備品・その他器具を破損したり持ち出したりしないこと。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・身の回り品は持ち込み可能ですが特別なものについてはご相談ください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・自己管理をしてください。紛失等の場合、事業所は一切責任を負いません。
- ・宗教活動・・・宗教活動を禁止します。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、通報装置、自家発電
- ・防災訓練 年2回

10. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 要望及び苦情等の相談

サービス内容に関する苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情相談窓口

当事業所のサービス等に関する苦情・相談は苦情受付担当者又は苦情解決責任者までお申し出ください。又、所定の位置に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくことも出来ます。又、市町村担当課や、国民健康保険団体連合会にも苦情窓口が設置されています。

☆デイサービス亀山苦情受付窓口

電話 086-429-3300

受付日時 8:30~17:30 日曜日を除く

苦情受付担当者：山磨 直美

苦情解決責任者：今住 小織

☆市町村担当課・国民健康保険団体連合会苦情受付窓口

※国民健康保険団体連合会 T e l : (086) 223-8811 (8:30~17:15 土日祝を除く)

※倉敷市介護保険課 T e l : (086) 426-3343 (8:30~17:15 土日祝を除く)

(2) 苦情の受付と報告

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

12. 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

(1) 個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得たうえで収集します。

(2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。

13. 身体拘束の廃止について

- ・ 当事業所は原則として、利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、認知症対応型通所介護を提供するにあたり、緊急かつやむを得ない場合を除いて身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、一時的かつ最小限の範囲とし、その経緯、理由を利用者の家族に説明し、記録するとともに、その廃止に向けて随時検討するものとします。
- ・ 高齢者虐待に対して、従業者は高齢者虐待を発見し易い立場にあることを自覚し、高齢者虐待防止に対応するため介護技術・専門知識の習得を行い早期発見に努めます。又、高齢者虐待を発見した場合は迅速に対応すると共に市町村高齢者虐待窓口への通報を行います。

14. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型通所介護事業についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても十分理解のうえ同意します。

説明者 職 _____ 氏名 _____
令和 年 月 日

利用者
住 所 倉敷市

氏 名 ㊞

(代理人)

住 所

氏 名 ㊞ (続柄